

目 次

令和 5 年 1 2 月 1 5 日（金曜日）第 2 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開 議 宣 告	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○一 般 質 問	辻紀樹議員 -----	3 頁
	・ 今後の農業政策について	
	高森議員 -----	8 頁
	・ 令和 6 年度の予算編成の方針は	
○議案第 20 号	長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 -----	11 頁
○議案第 21 号	財産の取得について（土地） -----	13 頁
○所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について	-----	14 頁
○閉 会 宣 言	-----	15 頁

令和5年第4回長万部町議会定例会（第2日目）

◎招集年月日 令和 5年12月15日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開 議 日 時 令和 5年12月15日（金） 午前10時00分

◎応 招 議 員（10名）

1番	辻	義雄	6番	高	森功治
2番	橋	本收司	7番	長	崎厚
3番	辻	紀樹	8番	高	橋克英
4番	大	谷敏弥	9番	村	川毅
5番	北	川佳嗣	10番	柏	倉恵里子

◎不応招議員 なし

◎出 席 議 員 応招議員に同じ

◎欠 席 議 員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 幡 正 志	水 道 ガ ス 課 長	中 里 博 也
副 町 長	佐 藤 英 代	出 納 室 長	岡 野 喜 美 雄
総 務 課 長	佐 藤 久	消 防 長	沼 田 明 宏
新 幹 線 推 進 課 長	岸 上 尚 生	病 院 事 務 長	本 前 武 広
税 務 課 長	田 中 浩	病 院 事 業 推 進 室 長	加 藤 典 明
税 務 課 参 事	佐 藤 修	教 育 長	近 藤 英 隆
町 民 課 長	佐 藤 剛	学 校 教 育 課 長	對 馬 政 宏
保 健 福 祉 課 長	岡 部 忠	社 会 教 育 課 長	神 野 隆 之
子 ども 子 育 て 支 援 室 長	田 野 憲 哉	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 書 記 長	佐 藤 久
産 業 振 興 課 長	小 川 洋	監 査 事 務 局 長	増 田 理 恵
農 業 政 策 室 長	濱 谷 陽 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 洋
建 設 課 長	上 野 訓		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	増 田 理 恵
議 会 事 務 局 主 幹	佐々木 学
議 事 係	吉 井 雄 貴

◎議事日程

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 一 般 質 問 |
| 日程第 2 | 議案第20号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第21号 財産の取得について（土地） |
| 日程第 4 | 所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について |
-

◎開議宣告

１０時００分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は１０名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。各常任委員長および議会運営委員長から所管事務等の調査及び閉会中の継続調査の申し出がありましたのでそれぞれお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柏倉恵里子） 日程第１、一般質問を行います。質問通告書は事前に配付しておりますが、質問者は２名、質問件数は２件となっております。

この際申し上げます。一般質問の質問時間は各議員４０分以内と決定しております。質問時間の終了３分前と終了時にブザーを鳴らしますのであらかじめご承知おきください。それでは順次質問を許します。

辻紀樹議員。

〔議員（３番 辻紀樹）登壇〕

○議員（３番 辻紀樹） 私は１点、今後の農業政策についてご質問いたします。

本町の農業は主に酪農・畜産・畑作の３経営体で構成され、総生産額は年々減少傾向にあり、その要因として社会的要因・従事者の高齢化・後継問題などによる農家戸数の減少が起因となっているのではないのでしょうか。

さらに、ウクライナ戦争や円安により、飼料価格の高騰・燃料価格の高騰など社会的要因によりますます農業を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しています。

特に、畜産については飼料価格の高騰により、事業費の５０％から６０％を占めています、農業件数は年々減少していますが、大型機械の導入や作業効率の向上に取り組み、一軒あたりの飼養頭数は増えています。

町は今後、酪農についてどのような展望を考えているのか、また、従事者労働負担の軽減対策として、町営牧場の育成牛受託事業の充実が重要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

〔議員（３番 辻紀樹）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 今後の農業政策について、お答えをいたします。

本町において「農業」は、極めて重要な産業であると認識には変わりはありません。

ご質問にある酪農への展望につきましては、本町の酪農が次世代を担う若き後継者にしっかりと継承され、町内の農地が有効的に活用されるためにも、また、これからも起こり得る様々な外的要因に左右されにくい経営を目指していただくためにも行政としては、「草づくり」「牛づくり」に対する支援を継続していく考えであります。

高騰を続ける輸入飼料の使用量を少しでも減らすためには、自給飼料の安定確保が重要であり、草づくりへの支援としては、これまでどおり道営草地整備事業を活用してまいります。令和6年度から4年間、計9戸の酪農・肉牛農家が事業参加を予定しております。

また、牛づくりへの支援としては町営牧場の継続であります。現在、町内酪農家の牧場利用率は7割を超え、本年も300頭以上の育成牛をお預かりしており、酪農家の労働力軽減にも役だっております。したがって当面は、これまでどおり共立牧場と蔵岱牧場の2牧場体制の継続を考えておりますが、今後、利用頭数の大幅減少や管理体制に問題が生じた場合は、1牧場体制への移行も十分に検討しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 辻紀樹議員。

○議員（3番 辻紀樹） それでは何点か再質問をさせていただきます。

今後の酪農事業を考えたときに、従事者の福利厚生の実が求められ、法人化に向けての環境整備が必要になるかと思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 農業経営のあり方について、法人化っての一番大事な要素だなどずっと思ってきたんだけど。新規就労の関係の募集に行っても、やはりその個人経営でなくて、法人経営の牧場に就職を希望するという人方が増えている。それはなんでかと思ったら、生活の安定化。それから雇用の安定も見込めるし、将来的にも不安を感じないという事なんで、ぜひ進めていただきたいと思っております。

しかしながら、メリットデメリットは様々にあって、農家さんも集約された一大農場に持つてくという協業化も含めて考えていかなければ、なかなかそうした正規な職員を雇用して進めていくってこと難しいので、法人化についても農協さんとともに、今後連携しながら進めていきたいと思っております。

○議長（柏倉恵里子） 辻紀樹議員。

○議員（3番 辻紀樹） 近年、既存の農業の方とお話ししますと、だいぶ考えが変わってきております。やはり若い人に繋いでいくためには、やはり法人化というものを考えていかないとならないというお話はされてましたので、町長の答弁のとおりだと思います。

それと答弁書の中に、自給飼料の安定確保のために道営草地の事業をやるんだと、引き続きやるんだと、いうこと書いていただいているんですが、静狩峠降りてきますと、新幹線の用地がだいたいルートが決まる、それが見えます。そうすると、共立・栄原の部分の草地は、どちらかといえば優良農地のほうが多いということが実感できます。結局そういう面積がなくなっていますので、既存の、今までやっていた道営草地というものは引き続きの事業だと。何年かおきにある事業だと考えていますので、新たに優良な草地を求める必要が出てくるのではないかと思います。

そのためにはやはり道営草地ばかりではなく、抜本的に農地整備というのが必要になってくると

思いますので、国営とか広い事業の展開が必要でないかというふうに思っています。そのために農家の人方、畑、草地が平準化しますと、今長万部の農家さんは、結構借り地が点在しているんですね。農家周辺にないんですよ。ですからこれ以上の効率化を図るとすれば、農地の平準化、価格の平準化という、飼料のとれる優良草地の平準化が必要になってくると思います。ですからなるべく自分の手近な所に交換していただくとか売買するというような土地が必要になってくると思うんですが、そういう取り組みについて今後道営草地ばかりでなくて、国営なりいろんな補助対象を駆使しながら、その方法で検討して、推進していただけるということについてはどうでしょうか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 来年からまた新たに道営草地事業が始まって、新しく草を、その種を植えることによって、栄養価の高い草も取れるようになるんだけど、今お話のあったとおり、農地の集合化も含めてということになると。これは今年新たに「長万部農業振興協議会」、これが農業者全体の中で新しくできた組織ができあがりました。この組織の中で今後はやっぱりそうした協議を進めて、これからの長万部の酪農業をどうしていくんだということを、真剣にトライをしていただく。その結果出てきた答えが、農業振興協議会のひとつの大きな形になって、新たな農業政策を打ち立ててくれるだけの力があるんでないかな。そこにやっぱり期待をして、将来的な農地編成を含めて考えていきたい、そう思ってます。

○議長（柏倉恵里子） 辻紀樹議員。

○議員（3番 辻紀樹） 次にちょっと農業、今後の経営者との協議会の予定はないのかという質問だったんですが、今町長のほうから農業振興協議会の設立、この会というのはどのような組織、参画団体、農協とか入ってくるんだと思うんですが、どのような組織になるのか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 事業団体ちょっと。

○議長（柏倉恵里子） 濱谷農業政策室長。

○農業政策室長（濱谷陽一） 今、町長のほうで申し上げました、今年の9月に当町の農業関係団体、6団体あります、酪農生産部会、それから牛改良組合、それから畑作振興会、そして酪農ヘルパー利用組合、乳牛検定組合、そして畜産クラスター協議会という、この6団体の正副の代表者に集まっていただきまして、本当にだんだん減少していくこの農業をどうしていくというような議論の場を持ちました。で、計3回ほど協議を持って、今の置かれている環境や今後の課題等についていろんな意見をいただいたんですが、なかなか課題解決に向けての方策まではなっておりません。

そこで農業者の方々からは、この会を継続していく必要があるんじゃないかという意見が多く出まして、先ほど申し上げた長万部農業振興協議会という会を新しく設立をさせてもらいました。したがって今までは各組織で、自分達の関わる部分だけの協議をしてたんですが、今度は幅広く、町全体の農業をどうしていくかということに、実際農業者が参画しながら、その中には農業改良普及センターさん、それから農協、役場はもちろんですが、農業共済組合、獣医さんの所も一緒に入っていただいて、この協議会の中でしっかりと議論を深めて、長万部の農業をこれからはしっかりやっていこうというような形で組織をした部分であります。

○議長（柏倉恵里子） 辻紀樹議員。

○議員（3番 辻紀樹） 趣旨は十分理解できます。それでただ、いつまでに結論というんですかね、方向性を見出すのか、5年も6年もかかるようなじゃ、これはちょっと、かなと思うんですが、そのめど、おおよその期間を定めてやってるんでしょうか。

○議長（柏倉恵里子） 濱谷農業政策室長。

○農業政策室長（濱谷陽一） 期間につきましても、その会議の中で十分議論をしてきたところです。少なくとも令和6年度には、来年度には課題を絞り込んで、それに向けてしっかりした協議をしていこうという形の中で、今年の会議は終わっております。

○議長（柏倉恵里子） 辻紀樹議員。

○議員（3番 辻紀樹） わかりました。それじゃあ次の再質に入りたいと思うんですが、公共牧場の件なんですが、公共牧場は育成牛の預託期間というのは5月から10月までの間の農作業の軽減を図られる事業であります。令和3年の6月の定例会で、この件については通年預託に取り組んだらどうかという質問をさせていただきました。その中で、経費も数億円かかると。それと入れる方のご協力がなければ、安定した頭数の協力がなければ、なかなか実現は難しいというお話でした。

今の、先ほどの質問の中にもあるんですが、頭数が年々増えて、長万部町だけの入牧頭数でいくと、年間300頭くらいが安定的に入っていると。今後さらに八雲のほうの預託業者が3年ほど前に廃業していますので、この数字以上にはある程度なるのかなとは思っているんですが、やはり通年をやることによって、農業の生産者の労働軽減というのはかなり図られることになります。

そういう事を考えると、計画をやるのであれば、試みてやるのであれば、今しかないだろうなというのは、やっぱり飼料の価格というのは、社会的要因、先ほども言ったとおり、それが大きく起因している。現実には60%くらい、採算が取れない状況になっていると。ですから自給需要を高めるのと、その期間を、預託期間を長くしていただくことによって、町は当然肥料とかそういうのは確保しなければならないのですが、その分農家さんのほうは軽減が図られるわけですから、それが入牧料に跳ね返っても、それはある程度仕方ないのかなということはあると思います。

令和3年の6月の質問で、この頃コロナがありまして、なかなかそういう話も進んでは行かないと思うので、当然先ほどの農業振興協議会の中でこういうことも協議されていくんでないかと思うんですが、そこでこの通年預託のとき、どちらにしても今入牧の期間にしても、従事される方が高齢化になっています。それで、昨年事故があって、管理人の方がお休みいただいたと。その期間に農家さんのほうに協力を求めてお願いしたんですけども、なかなか見つからないというのが現状だったというふうに聞いております。この部分は町営牧場をやる以上は必ず必要になってきます。ただ誰を雇ってもいいという話ではないと思うんですね。やはり牛の状態、牧草地の状態、さらには育成牛を預かってるわけですから、発情の問題もあります。それを適格に捉えないと、生産牛が生産されなくなりますので、そこら辺は早め早めの取り組みが必要だと思いますので、そこら辺は、町長のほうはどのようにお考えになってますか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 2つの質問に繋がってるもんだから、ちょっと別々にしながら話したいと思っているんですが、ひとつは通年預託の関係。これ質問いただいたあとから原課のほうに下ろして、例えば施設だとか、年間雇用だとか、草のロールの数だとか、どれだけいる、その規模を出した、その規模は出ている。今これから担当に話をさせますけれども、この規模でやった場合に農家さんの負担率がどのくらいになるのかということも計算しながら、出してある計画を作り上げてあるんですけども、なかなか農協さんの負担預託、預託に対する負担というのが、かなり高額になってくるんじゃないか。それと町がやる場合には通年雇用の場合はやっぱり人も雇用してかなきゃない。エサになる草をどの程度用意するのかといったら莫大な数字になったんですね。それはあとでまた答弁させていただきますので。

もうひとつ、町営牧場の管理の関係でちょっと話が出たんですが、町営牧場ってのは、農協さんに委託している。管理、農協さんなんですよ。我々が直接雇用して農協に入れてるんでなくて、農協さんが委託の中で管理をする人を選別してやっている。これは言うとおりの大変な技術もいる。それこそ受精卵を、授精をさせるような牛の見方も適格に出来なかったら、判断できなかったら、それ一度逃しちゃうと間違いのことになってしまう。だからそういう事も含めて専門的に農協さんに年間委託をして、そして従業員にしては農協さんの委託先から派遣されている。こういうことになっているので、高齢化の流れの一環としては、やっぱり我々も心配だけど、去年もちょっと怪我した人もいたみたいで、それらも含めて、なかなかそれだけの技術、視点を持った管理人がいらないということも、農協さんのほうも悩んでるのではないかなと思っているんだけど、あくまでも委託は農協さんですよ、ということで、ちょっとご理解いただければありがたいし。そして今年預託の関係、当時質問いただいたあとに作成してあることがございますので、専門のほうから答弁させます。

○議長（柏倉恵里子） 濱谷農業政策室長。

○農業政策室長（濱谷陽一） 先ほどのご質問の中で、議員のほうからのご質問が令和3年の6月の議会の中でのご質問で、実は私が役場のほうにお世話になったのが、その1か月後、7月からあります。来てすぐ町長のほうからこういう問題が出てるんで、しっかりと数字の面も含めて拾ってもらいたいというふうに言われまして、その当時拾った数字になります。しかしながら今現状に置き換えると、ご存じのとおり建設コスト、部材等すべて大きく値上がりしてますんで、これから申し上げる数字の約3割4割はさらにかかるだろうというふうに想像した中で聞いていただければと思います。

通年預託の施設ということになりますと、冬期間牛を預かる場合ですから、大きな牛舎が最低限必要になりますし、その牛舎の中で様々な機械設備を入れなければ管理ができません。100頭規模、200頭規模、300頭規模という3段階で試算をしたときなんですが、牛舎の建設コストだけで3年前の数字で3億6,000万、さらにその中に入れる機械等で約5,000万。したがって牛舎だけで4億1,000万はかかるだろうと。さらにその中で通年預託を運営していくランニングコストとして、施設の減価償却費や機械のリース料、人件費、それから冬期間牛に与えるエサ、諸々入れまして毎年度のランニングコストが6,500万という試算を出しております。したがってこれらを含めた中で、預けてくれた農家さんに一定の利用料を負担していただこうとすれば、当時の試算で1頭あたり1日1,000円以上いただかなければ、永続的にこの施設を活用していけないという試算を出しております。

現在の夏場の牧場の利用料が1日300円です。したがって冬期間預けるとなったらその3倍以上の費用を農家さん自身が負担をしてもらわなければ運営していけないという形で試算をさせてもらいました。町長も申し上げたとおり、この問題につきましても、改めて今回立ち上げた協議会の中で、希望者がどれだけいて、この金額も踏まえた中で、それでも預けたいと言う方がどれだけいらっしゃるののかも精査した上で、検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（柏倉恵里子） 辻紀樹議員。

○議員（3番 辻紀樹） 概算ではそうなるんだろうとは思いますが。ただ、国のほうではやはりこの問題については、国の根幹、農業の根幹であります。これについてはいろんな政策がこれから出てくると私は思っています。そこら辺を注視しながら、この状態で何もなければこれはちょっとき

ついな、ということはありませんけども、やはりそこら辺は情報を密にとっていただいて、協議会の中で検討していただければ結構かなと思います。

最後になりますけども、将来的に牧場が1か所となる可能性もあるということが示されていますけども、長万部の場合は他町村の牛も受託されていると思います。そこで牧場をひとつにするということになると、やはりその分はご遠慮していただくような頭数になってるはずですから、早め早めに他町村との協議が必要になってくるんでないかと。他町村もやはり入れるところがなくて長万部のほうに来てるわけですから、それを断るということになると、来年すぐというふうにはならないと思いますので、そういう時期が来ましたら、そういう手立てをきちっと町のほうで取って早め早めにとっていただきたいと思いますので、その辺は町長どうお考えに。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） いろいろ牧場の件についても再三議論して、答弁させていただいてるんですが、今蔵岱と共立牧場、2牧場で運営させていただいてるんですけども、牧場ってなかなかひとつにする決断するのは難しいとこなんだわ。なんでかったらやっぱり使わないとその牧場雑草だけで終わっちゃう。もう二度と改良できないっていう流れになってくる。だから牧場として使用できる範囲は、やっぱり2牧場大切にしておいて初めて牧場の価値が出る。ここは大切にしないといけないと思ってる。ただ地元の酪農屋さんが例えば頭数が減ったとか、戸数がどんどん減ってって、利用者が減ってきた場合にはそれはもう1牧場にする英断を何年かかけてしないといけないだろうと思ってるんだけど、今決めて来年からという話にはならない。だからそれこそ今洞爺湖とかそちらのほうからも来てるんですけども、それは2牧場である以上は預託を受けて、少しでも経営の内容が良くなればいいかなと思ってます。だから、1牧場に決めるということについては、1年では事足りる話ではない、2年3年継続した中で最終決断をしないとイケない。そういう時期はいずれ来るような可能性もあるんだけど、今は2牧場体制でしっかりやってくということです。

○議長（柏倉恵里子） 以上で辻紀樹議員の質問を終わります。

高森議員。

〔議員（6番 高森功治）登壇〕

○議員（6番 高森功治） 私の質問は1点であります。令和6年度の予算編成の方針は。

エネルギーや食品等の価格の深刻な物価高騰の長期化により、町民や町内業者に大きな影響が及ぼされております。

その様な中、新年度予算に物価高騰対策として、どの様な施策を盛り込むのか。また、財政調整基金残高と地方債残高の推移を示した上で、今後の見通しをお聞きます。以上です。

〔議員（6番 高森功治）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和6年度の予算編成の方針ということで、答弁させていただきます。

令和6年度の予算編成につきましては、国の「経済財政運営と改革の基本方針2023」や骨太方針に基づき、予算要求にあたっては、職員一人ひとりの知恵と能力を最大限に発揮して、最小の経費で最大の効果をあげるよう努めるとともに、この厳しい行財政事情を認識し、歳入の確保、歳出の削減に取り組んでいるところであります。

ご質問にある新年度予算での物価高騰対策につきましては、具体的に踏み込んだ検討はしていませんが、課題のひとつとして補正予算も含めて検討してまいります。

財政調整基金と地方債の残高につきましては、令和以降、財政調整基金は１０億円前後で推移しており、４年度末で約８億５，３００万円、地方債は、役場庁舎など過去の大型事業の償還終了により約４８億円前後で推移しており、４年度末で４８億３，０００万円であります。今後、北海道新幹線建設などに伴う大型事業の実施を控えていることから、令和６年度当初予算につきましては、財政調整基金残高の増額と地方債残高の縮減を図るために、新規事業の抑制に努め、継続事業を中心とした予算を編成してまいります。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（６番 高森功治） それでは何点か再質問させていただきます。

答弁書の中で、物価高騰対策は具体的な検討はしていないが、補正予算も含めて検討というご回答がございましたけれども、これは令和５年度においても、補正予算で物価高騰対策として施策を盛り込む可能性があるのかないのかお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 次回の議会の開会に向けて、物価高騰対策の政策を打とうと思って、今予定をして、これから原課皆さんと協議しながら、どういう形で設計していくかということを協議して、本当に次回、令和５年度中に補正予算を立ち上げていきたい、そう思ってます。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（６番 高森功治） ありがとうございます。それでは次、財政調整基金について聞きたいと思うんですが、財政調整基金の残高が、４年度末で８億５，３００万円とのことでございますけれども、これは３年度から見てどれだけ減少したのかお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） 財政調整基金の３年度末残高は１０億３，０３６万２，０００円で、４年度末が８億５，３５９万２，０００円ありますので、差し引きしますと１億７，６７７万円の減少であります。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（６番 高森功治） ３年度から４年度で、約１億７，６００万減少したということですが、その理由をお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ３年度から４年度で減少した主な要因といたしましては、財政調整基金への積み立ての原資となります一般財源が、歳入において特別交付税で６，５００万円増加となりましたが、臨時財政対策債で約８，３００万円の減額となっております。

それと歳出では、水柱対策、昨年ありましたが、それで約５，０００万円。あと天然ガス事業所設備改修工事で、これは起債を充当してますが、残りの一般財源分で約３，６００万円。そのほか長万部墓地園路外改修工事で約２，９００万円。福祉センターの屋根・壁改修工事で約１，３００万円など、単独事業費によるものが要因となっております。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（６番 高森功治） 財政調整基金は、財政を運営していく上で、健全な財政を運営していく上で、地方公共団体の貯金と言われるものですが、先日の第９号補正予算の説明では、残高が約４億円とのことでした。これは６年度の当初予算の編成にあたり、問題はないものなのかお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 現実そのとおり。やっぱり財政調整基金というのはやっぱり年度当初で10億ってのはひとつの基本になる。だから逆に先ほど答弁したように、令和6年度は新規事業は抑制しながら財調の積み上げをしていかなきゃ、次年度の予算に大きな影響力が出てくるし、今後新幹線関連工事だとか、負担金の割合も増えてくるんで、できれば令和6年度ってのは、継続の事業は継続しながらも、財調に積み増しできるだけの余裕を少し事業計画の中で持っていきたい。それを予算の積み上げをしていくという考え方で、今10億を基本としていきたいと、そう思ってます。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） 先日の9号議案で残高が4億ということだったんですけども、これから年度末に向けて、ちょっと積み増しがこれからあると思うんですけど、その辺の額というのは大体どれくらいになると想定しておりますか。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） 例年でありますと、令和4年度は約2億5,000万円、令和3年度は約1億7,000万円。最終補正で積み増しとなっております。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） 例年ですと、大体2億円のこれからの積み増しがあるかと思うんですけども、9号補正で約4億円ということだったんで、2億円を足すと大体6億円ということなんですけども、これは4年度末から2億5,000万円減少することになるんですけども、この減少の理由はどこにありますか。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） 仮に2億円の補正となった場合ということで、それで4年度から5年度で約2億5,000万円減となることの主な要因としましては、ふるさと納税の大幅な収入増に伴いまして、寄附金は歳入として受けて、その同額を積立金としてまちづくり基金に積み立てておりますが、ふるさと納税に係る返礼品や、その送料と公金払手数料や業務支援委託料などの事務経費につきましては、一般財源で賄っておりまして、その額は5年度の第9号補正後で、約2億1,000万円となっております。そのほか4,000万円につきましては、歳入で普通交付税が2億5,000万円、臨時財政対策債が約1,600万円の減となったことが主な要因となっております。

そこで、財政調整基金が減となった分、まちづくり基金は第9号補正の積立額が3億4,000万円となる見込みでありまして、5年度の基金残高は、5億3,800万円となりまして、4年度末から5年度の取り崩しを差し引いても、約2億7,900万円の増額となる見込みであります。あくまでも仮ではありますが、財政調整基金は約2億5,000万円減少する見込みになりますが、まちづくり基金ではそれ以上の増額が見込める形となっております。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） ふるさと納税が増えると事務手数料が増える。ということは理解しました。そのためには財調に頼らざるを得ないということは理解いたしました。

次に地方債のことについて聞きたいんですけども、地方債の残高が4年度末で48億3,000万円とのことでございますけれども、長万部の財政規模で、この金額というのはどのように判断しているのかお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） 地方債の償還額等に係る比率としまして、実質公債費比率というのがあります。

ます。これは財政規模に対する１年間で支払った借入金返済額等の割合で、早期健全化基準であります２５％を超えると、財政健全化計画の策定が義務付けられるものであります。本町の比率は３か年平均で４年度は３年度から０．４ポイント減少して１０．７％でありまして、２５％を大きく下回っているところであります。

もうひとつ、地方債の償還額は経常的な経費でありますことから、経常収支比率、これは自治体の財政構造の弾力性を示す指標で、町税等の毎年経常的な収支に対する人件費や公債費等の毎年の経常的な支出の割合で、４年度では３年度から３．６ポイント増加して、８９．０という状況ではありますが、ちなみに全道平均は９１．０となっております。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（６番 高森功治） ということは、全道平均から見ても長万部はそんなに悪くないという判断でよろしいですか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今総務課長から説明あったとおり、そのとおりでございます。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（６番 高森功治） 令和６年度は木幡町政３期目の折り返しの年となりますけれども、町長の公約に関する施策として、何か令和６年度、予算ございましたらお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 公約というのは町民との約束です。約束を守ることが一番大事なんで、毎年度毎年度予算の中に反映をさせてきております。だから約束は守られる。そう思って、自分でも町民との約束破ってないということは自負できていると思っています。以上です。

○議長（柏倉恵里子） 以上で高森議員の質問を終わります。

以上をもって一般質問は通告どおり全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

◎議案第２０号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第２、議案第２０号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中税務課長。

○税務課長（田中浩） ただいま上程されました、議案第２０号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続的な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の一部改正に伴い、出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の減額、地方税法施行令の一部改正に伴い課税限度額を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

１頁をご覧ください。第２条は、課税額で、第３項中「２０万円」を「２２万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額を２万円増額するものであります。

第２３条は、国民健康保険税の減免で、第１項中「２０万円」を「２２万円」に改め、被保険者

均等割額及び世帯別平等割額に係る 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減後の後期高齢者支援金等課税額の限度額を改めるものであります。

第 2 3 条第 3 項は出産被保険者に対する減額の内容で、『第 3 項 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

第 1 号、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額、2 頁をご覧ください。1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第 2 号、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第 3 号、国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額。当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第 4 号、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額。当該出産被保険者につき第 7 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第 5 号、国民健康保険の被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額。当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第 6 号、国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額。当該出産被保険者につき第 9 条の 2 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額』を追加するものであります。

3 頁をご覧ください。第 2 4 条の 3 は、出産被保険者に係る届出で、『国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

第 1 号、納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

第 2 号、出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号。

第 3 号、出産の予定日。

第4号、単胎妊娠又は多胎妊娠の別。

第5号、その他町長が必要と認める事項。

第2項、前項の届書の提出にあたり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

第1号、出産の予定日を明らかにすることができる書類。

第2号、多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類。

第3号、出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類。

第3項、第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

第4項、第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項の各号に掲げる書類について明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出は省略させることができる。』を追加するものであります。

附則第1条は施行期日で、この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項及び第23条第1項の改正部分は、令和6年4月1日から施行する。

附則第2条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第23条第3項及び第24条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第2条第3項及び第23条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上がただいま上程されました、議案第20号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 財産の取得について（土地）

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、議案第21号財産の取得について（土地）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第21号財産の取得について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの財産の取得は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の不動産の買い入れで、土地については1件5,000平方メートル以上の場合は議会の議決を得なければならないとされているため、提案するものであります。

議案の内容につきましては、議案の中の表で示しておりますとおりで、議案に添付しております「財産の取得箇所図」についてもご参照ください。

取得する財産は土地で、所在地は字富野117番1。地目は原野。地積は12万6,057.69平方メートル。取得方法は土地売買契約による取得。取得金額は2,100万円で、契約の相手方は国で、契約担当官、北海道森林管理局長吉村洋でございます。

取得の目的は、第4次まちづくり総合計画で位置付けている、市街地東部に集積している中低層住宅や、学校施設の将来的な防災移転候補地などとして利用するためであります。

以上がただいま上程されました、議案第21号財産の取得についての提案理由と内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

○議長（柏倉恵里子） 日程第4、所管事務等の調査及び閉会中の継続調査についての件を議題といたします。お手元に配付したとおり、各常任委員長および議会運営委員長から特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長および議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の活動を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって各常任委員長および議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の活動を承認することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会宣言

○議長（柏倉恵里子） これにて令和５年第４回長万部町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

１０時５７分 閉会
